障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～７　（略） ８　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所（国、のぞみの園（法第５条第１項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定地域移行支援を行った場合は、１から７までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。 第２　地域定着支援 １～５　（略） ６　福祉・介護職員等処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。）が、利用者に対し、指定地域定着支援を行った場合は、１から５までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数を所定単位数に加算する。	**別表** 地域相談支援給付費単位数表 第１　地域移行支援 １～７　（略） （新設） 第２　地域定着支援 １～５　（略） （新設）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成三十年厚生労働省告示第百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二の二　（略） 三　算定告示別表第１の１の２のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表	一～二の二　（略） 三　算定告示別表第１の１の２のピアサポート体制加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表